

地方法人課税に対する意見

株式会社経営共創基盤
代表取締役 CEO 富山和彦

1. 地方法人課税に対する基本的な考え方

- 生産性が高い事業者には負担が遍在することのないよう、応能課税・所得割から、行政サービスの費用を広く分担する応益課税・外形標準へ、移行すべきである。
- 課税基準は、収益力の向上に向けた経営者の合理的な意思決定を歪めるものでなく、かつ、経済の活性化・新陳代謝の促進と整合的であるべきである。
 - 持続的成長との関係で政策合理性が乏しくなっている租特や優遇税制の存在と並び、税務上の赤字法人が長年にわたって全法人の7割近くを占めている点（裏返して言えば、一部の優良企業に税負担が偏り、かつ法人税収の不安定化要因にもなっている点）は、法人課税を考える上で重要な課題である。この点への対応として、課税ベースを広げること、法人税体系がゾンビ的な赤字法人の温存に加担しないことが、重要になる。
 - 社会的活動体としての企業の実在化が甚だしい現代社会の実態において、法人課税の根拠として応益課税は合理性も相当性も高い。営利法人たる企業は、市場競争を自らの力で生き残り、適正な賃金を払い、なおかつ利益を上げると同時に相応の応益分の税金を支払うことがその本分である。かかる本分を有する企業に対する課税体系は、生産性や収益力に対して極力、中立的であるべきで、そこに社会政策的な要素を持ち込むことは、産業や企業の新陳代謝を妨げる点で本来的に適当ではない。
 - 法人住民税・法人事業税の税率の引き上げや、課税対象法人の拡大を通じた税収増により、赤字に転落する事業者が一定程度あったとしても、かかる状況を救済できるような、即ち、結果として従来とは変わらないような、税制上のテクニカルな措置を行うべきではない。例えば、税率・税額の算定に当たっては、平均的な企業の収益レベルをもって支払える税率・税額にするべきであり、収益レベルの低い企業を基準とするべき

ではない。収益レベルの低い事業者の救済措置としては、移行期に一定の猶予期間・段階的措置を設け、その間に体質改善を促すことで十分であり、それでも生き残れない企業には、別途、穏やかな転廃業を促進する政策的な手当をすべきである。

- 雇用維持政策は企業に対する課税で行うのではなく、個人に対する社会保障的な支援で行うべきである。
 - 法人課税を含む対企業政策、特に中小企業政策に雇用維持を軸とする社会政策を含意させることは、90年代初頭のバブル崩壊以来の雇用の過剰時代においては重要な意味があった。私自身、不良債権処理と企業再生の最前線で、この時代（債務と設備と雇用の「三つの過剰」に我が国の産業と金融が苦しんだ時代）を戦った者として、そのことを誰よりも分かっている一人である。
 - しかし一昨年あたりからの団塊世代の大量退職と同時に、生産労働人口に対する高齢者人口比率が急増傾向にある中で、供給減・需要増による我が国の労働力不足は、中小企業が大半を占めるサービス産業を中心に構造的・慢性的かつ全国的に深刻化している。
 - かかる構造的な大変化の中で、労働力不足を補うために、これからの雇用政策上重要なことは、雇用をより生産性の高い優良企業体（≒より安定的で高賃金の雇用を提供できる企業）に移動・集約させることと、それがスムーズに行われるように、企業ではなく個人に対して、より厚い社会保障的な支援（失業保険、職業訓練、転職支援）を行うことである。

2. 地方法人課税の在り方について

① 法人事業税について

- 所得割は廃止すべきである。
 - 所得のない（≒赤字）事業者は、所得割分を支払わなくてよいため、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。
 - また、現在の制度では、所得がある場合も所得の増加に合わせて段階的に税率が上がるようになっており、生産性の高い事業者ほど負担が重くなる傾向を助長している。
- 資本割は緊急措置的に拡大、税率を引き上げ、対象を資本金1億円以下の法人にも拡大すべきである。
 - 行政サービスの費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く

分担する趣旨に合致する方式である一方で、この趣旨は資本金 1 億円以下の法人にも等しく当てはまるはずであり、これらの法人も資本割の課税対象とすべきである。

- ただし、近年、資本金の多少は必ずしも実際のビジネス規模の大小を反映するものではなくなってきており、応益性の観点からは、資本割による課税は将来的には廃止を検討すべきである。
- 付加価値割は税率を引き上げ、対象を資本金 1 億円以下の法人にも拡大すべきである。
 - 収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）と単年度損益から成る付加価値額を基準として、一律の税率をかける付加価値割は、行政サービスの費用をその応益分に応じてその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に、最も合致する。
 - また、資本割同様、上記の趣旨は資本金 1 億円以下の法人にも当てはまるはずであり、これらの法人も資本割の課税対象とすべきである。

② 法人住民税について

- 法人税割は廃止すべきである。
 - 法人税額を課税標準とする法人税割は、言わば形を変えた所得割であり、法人事業税の所得割同様、利益法人の相対的な負担増、赤字法人の温存に寄与している。
- 均等割は緊急措置的に拡大、全体として税額を引き上げるべきであり、加えて簡素化・負担平準化の観点から、税率の基準を見直すべきである。
 - 行政サービスの費用をその地域で事業を行っている事業者全てで広く分担する趣旨に合致する課税方法である。
 - 他方で、現在の税率の基準となっている資本金等の額や従業員数は、応益課税の観点からはその公平さを是正する余地があると思われる。現在の税率の基準を見直し、より応益性の高い基準を検討すべきである（事業所税との統一も一案ではないか）。

③ 事業所税について

- 見直し、あるいは、他の税目との統合を検討すべきである。
 - 事業所税は、人口 30 万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対し、資産割（事業所床面積）、従業者割（従業者給与総額）で課する目的税であるが、約 40 年前に導入された当時から社会・経済状況が変化して

きており、他の税目との関係も踏まえて、見直しを検討すべきである。

④ 関連するその他の論点について

- 固定資産課税は拡大を検討すべきである。
 - 個人・法人に、所有資産や消費額に応じて、外形標準・応益的に課税する税であり、行政サービスの費用を広く負担する観点から、拡大を検討すべきである。
- 法人事業税の損金算入は止めるべきである。
 - 地方課税分の多少により、国税の課税ベースが変動することは避けるべきである。
 - 実質的に地方税を国税に優先させていることになる。
- 「負の法人税」となっている補助金や、租特、優遇税制等は、廃止すべきである。
 - 低生産性の企業に対する延命につながるような措置は、結果として法人税収を不安定化するとともに、産業と企業の新陳代謝を妨げる一因となっている可能性がある。
 - 中長期的な生産性と賃金の向上、良質な雇用の創出に向けて、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すべきである。

以上